

説明資料

(保険契約の移転単位規制の在り方)

平成 23 年 9 月 26 日

金融庁総務企画局企画課保険企画室

【更に検討すべき論点について】

①移転対象契約に係る責任準備金の適切な算定

－移転対象契約の集団と残存する契約の集団との事故率の差異等を反映した責任準備金の適切な算定が必要であるが、当該算定の方法等がどのような条件を満たせば、保険契約者間の公平性や保険会社の健全性の観点から問題がないと言えるか。

②移転後の両当事者の支払余力

－移転後の両当事者の支払余力について、何らかの要件を求めるか。

③有配当契約における配当の取扱い

－移転対象契約者の保険契約が寄与した剰余金の取扱いについてどう考えるか。

－移転後に生じうる将来的な配当水準の差についてどう考えるか。

④異議申立手続きの在り方

－異議申立手続きの際、保険契約者に与えられるべき情報（現行は移転契約に係る契約書やその要旨、移転会社及び移転先会社の貸借対照表等）及びその方法（現行は公告）についてどう考えるか。

－移転対象契約者以外の保険契約者等は異議を述べるできないことについてどう考えるか。

⑤販売停止規定

－移転手続き中は移転対象契約と同種の契約の締結を禁止するという販売停止規定の存在により、必要な保険の更新等ができず、かえって保険契約者の保護に欠けることとなっているため、当該規定を見直してほしいという要望がなされているが、販売停止規定の趣旨に照らした場合、このような指摘についてどう考えるか。

【移転対象契約に係る責任準備金の適切な算定】

これまでの主なご意見

- ・ 移転元の保険会社から移転される契約群団に相当するリスクを適切に算定し、それに見合った責任準備金や資本を確保する必要があると考える。
- ・ 現時点でも、技術的には、分割移転される保険集団についてそれぞれの責任準備金を計算することは可能と考えるが、更に当局の審査において、2つに分けた各集団の損害率等を審査することで適正な責任準備金の算出は確保できると考える。
- ・ 破綻とか、撤退といった事例にかかわる包括移転に加えて、健全な会社にかかわる包括移転を視野に入れた適正な責任準備金の算出を担保する仕組みについて、議論する必要があるのではないか。

論点

- ・ 現行の責任準備金制度においては、計算の基礎となる予定死亡率等の基礎率については、原則として契約時のものが契約期間に亘って用いられることとなる（ただし、毎決算期において将来収支分析を行い、不足が見込まれる場合には、追加責任準備金を積み立てることとされている。）。このような制度の下で、保険契約の移転をしようとする際には、責任準備金の計算の基礎となる基礎率を含め、移転時点の状況を責任準備金にどのように反映するかが問題となる。
- ・ また、同一の予定発生率を基に責任準備金が算定されている保険契約の一部を移転する場合であって、当該一部の集団の予定発生率（過去の実績等を基に推定）が、移転前の集団の予定発生率よりも相当程度乖離することが見込まれる場合には、移転前に積立を行っていた責任準備金と同額を移転したのでは、将来的に問題が生じることも予想される。
- ・ 上記のような場合には、移転対象となる集団の予定発生率を勘案して合理的と認められる責任準備金額を算定し、それに対応する資産を移転する等の対応が必要と考えられるが、適切な責任準備金の算定を行う上で、具備すべき要件についてどう考えるか。

(補足)

- ・ 保険業法では、保険計理人は、毎決算期において、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているか確認することが義務付けられている。(保険業法第 121 条)
- ・ 責任準備金の十分性の確認は、日本アクチュアリー会の実務基準に基づいて行われる将来収支分析により行われ、責任準備金の不足相当額が発生すると見込まれる場合には、原則として追加責任準備金の積立が行われることとなる。
(ただし、過大となっている場合の調整は行わない。)

【販売停止規定について】

【現行制度】

移転会社は、第百三十六条第一項の決議（株主総会等決議）があった時から保険契約の移転をし、又はしないこととなった時まで、その移転をしようとする保険契約と同種の保険契約を締結してはならない。（保険業法第138条）

【趣旨】

移転対象契約者を固定するとともに、新たに同種の保険契約を締結する保険契約者が移転会社に残されて、その利益が損なわれることを防止するもの。

これまでの主なご意見

- ・ 包括移転の移転手続き中は、同種の保険契約の締結を禁止する規定があるために、例えば、自動車保険において自動車を入れ替えた場合の異動処理や建物の建て増しに伴う火災保険の保険金額の引き上げといったことができず、消費者の利便を損なっているため、見直しをしてほしい。

論点

- ・ 移転対象契約者を固定しつつ、移転対象契約者と同種の保険契約者が移転元に残されるといった問題を防止するために、現行の販売停止規定に代わる具体的な方策としてどのようなものがあるか。
- ・ 仮に、販売停止規定に代わる具体的な方策がある場合、現行の販売停止規定の在り方についてどのように考えるか。

參考資料

【現行制度】

- 保険契約の移転は、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括してしなければならない。（保険業法第 135 条）

- 保険業を営む株式会社が、その会社分割によりその保険契約を承継させる場合においては、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括して承継させなければならない。（保険業法第 173 条の 2）

（参考）

「通常、債務者が交替する場合には、個々の債権者の同意が必要であると考えられるが、保険契約の移転については、保険の団体性に基
づき、保険集団を維持するためには、個々の保険契約者を抽出して移転するのではなく、保険集団全体で移転する必要があるため、包
括移転の単位を責任準備金の算出の基礎が同一である契約としているのである。」（保険研究会編「コンメンタル保険業法」（1996 年、
財経詳報社）

「保険会社は、保険業法の定めるところに従い、他の保険会社（外国保険会社等を含む。）との契約により、責任準備金の算出の基礎が
同一である保険契約の全部を包括して、他の保険会社に移転すること（「保険契約の包括移転」という。）ができる。責任準備金の算出
の基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転することとされているのは、保険契約集団を維持するとともに、保険契約者間の公
平を確保するためである。」（安居孝啓編著「【改訂版】最新 保険業法の解説」（2010 年、大成出版社）

【保険契約の包括移転の手続き（概要）】

	破綻保険会社でない場合	破綻保険会社の場合	
		保険業法に基づく破綻処理手続	更生特例法に基づく破綻処理手続
包括移転の範囲	責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括してしなければならない【法第 135 条第 2 項】	同左	同左
契約条件の変更	不可（軽微な変更で保険契約者の不利益にならないものは可）【法第 135 条第 4 項】	保険金の削減その他の契約条項の変更が可能【法第 250 条第 1 項】	同左
総会等の決議	移転元会社及び移転先会社の株主総会又は社員総会の特別決議【法第 136 条第 1・2 項】	同左 ※ただし債務超過の場合は、裁判所の許可で株主総会等の決議に代えることができる【法第 249 条の 2 第 1・2 項】	更生計画案の決議の方法に従う【会社更生法第 196 条、更生特例法第 287 条】 ※更生計画の定めによる以外、保険契約の移転不可
公告・通知	移転する契約の要旨、移転元会社及び移転先会社の貸借対照表【法第 137 条第 1 項】（公告）	左記の内容に加え、契約条件の変更により生ずる契約者の権利義務の変更の主要な内容【法第 251 条第 1 項】	更生計画案の内容又は要旨【会社更生法第 189 条第 3 項、更生特例法第 282 条】（通知）
保険契約者の異議	<p><申立て権者> 移転対象契約者【法第 137 条第 2 項】</p> <p><成立要件> 異議を述べた契約者数が $\frac{1}{5}$ を超え、かつ、その保険契約に係る債権額が $\frac{1}{5}$ を超えているときは、移転不可【法第 137 条第 4 項】</p>	<p>同左</p> <p><成立要件> 異議を述べた契約者数が $\frac{1}{10}$ を超え、かつ、その保険契約に係る債権額が $\frac{1}{10}$ を超えているときは、移転不可【法第 137 条第 4 項、第 251 条第 2 項】</p>	更生計画案の決議の方法に従う【会社更生法第 196 条、更生特例法第 287 条】
行政庁の認可と認可基準等	<p>内閣総理大臣（金融庁長官）の認可</p> <p><認可基準>【法第 139 条】</p> <p>①保険契約者等の保護に照らして適当であること</p> <p>②移転先会社が業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること</p> <p>③移転会社の債権者の利益を不当に害するおそれがないこと</p>	同左	<p>裁判所の更生計画認可</p> <p><認可要件>【会社更生法第 199 条第 2 項、更生特例法第 290 条第 2 項】</p> <p>①更生手続又は更生計画が法令及び最高裁判所規則の規定に適合するものであること</p> <p>②更生計画の内容が公正かつ衡平であること</p> <p>③更生計画が遂行可能であること 等</p> <p>※ 更生計画を遂行する際、法第 139 条の認可が必要。</p>

※「法」は「保険業法」、「更生特例法」は「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」をそれぞれ表す。

【制度をめぐる主な議論】

- 「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」（平成19年12月18日 金融審議会金融分科会第二部会報告）

Ⅲ. 保険に関する規制緩和

2. 保険契約移転時における移転単位

保険業法第135条において、保険契約を他の保険会社に移転する場合、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約、すなわち生命保険については予定利率や予定死亡率等を同じくするもの、損害保険については予定損害率等を同じくするものの全部を包括して行わなければならないとされている。本規制については、例えば、企業向け専門保険会社と家計向け専門保険会社といった顧客の特性に応じた分社化や、地域別の保険会社に再編することを困難としている等の指摘がある。

一方で、保険契約の移転単位の見直しに際しては、保険契約者や一般債権者の保護（異議申立制度の在り方を含む）、当時会社の財産状況の確認手法、包括移転が保険契約の特性を踏まえて保険契約者の同意を得ずに契約を移転できる特例的な手法であること等の多くの論点について、検討を行う必要があるものと考えられる。

このため、直ちに保険契約移転時における移転単位を見直すことは適当ではなく、この点については、上記のような論点について保険契約者保護等の観点から、十分議論を深めつつ、引き続き丁寧に検討すべきものと考えられる。

- 「「国民の声」おかしなルールの見直し（国の規制・制度の改革）についての集中受付」（平成22年9月10日～10月14日 内閣府）

提案の具体的内容

保険契約の移転・承継にあたり、消費者保護の観点から設けられている保険契約者の異議申立手続や内閣総理大臣の認可手続の充実を図る。その上で、移転・承継の単位に係る規制を見直し、契約者サービスの向上を目指した保険契約の移転・承継を柔軟に実施できるようにする。

（契約者保護ルールの充実の例）

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| （1）保険契約者等の異議申立制度における公告事項の充実 | （2）保険契約者等の異議申立機会の拡大 |
| （3）内閣総理大臣の認可基準の厳格化 | （4）保険契約の給付の安全性の担保 |

○ 「規制・制度改革に係る方針」（平成23年4月8日 閣議決定）

企業グループの組織再編に資する規制の見直し

（1）保険契約の包括移転に係る規制についての検討

保険会社の組織再編が進んでいることも踏まえ、保険契約の移転単位、移転手続等について、保険契約者等の保護の観点も踏まえつつ、検討を行う。〈平成23年度検討〉

【保険契約の包括移転の事例】

(平成13年4月以降)

	時期	移転会社	移転先会社	移転対象保険契約	背景
損保	平成13年4月	第一火災海上	損害保険契約者保護機構	全部	破綻
生保	平成13年4月	同和生命	日本生命	全部	再編
生保	平成13年4月	第百生命	マニユライフセンチュリー生命	全部	破綻
損保	平成13年7月	ウインタートウル・スイス・インシュアランス・カンパニー日本支店	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店	リスク細分型通信販売用自動車保険契約	事業再編
損保	平成14年2月	ロイヤル・エクスチェンジ・アッシュアランス日本支社	アクサ損害	全部	再編
損保	平成15年3月	リハティ・ミューチュアル・インシュアランス・カンパニー日本支店	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店	全部	日本撤退
損保	平成15年4月	ランバート・メンス・ミューチュアル・カシユアルティ・カンパニー日本支店	フイデラル・インシュアランス・カンパニー日本支店	傷害保険契約	事業再編
損保	平成15年10月	ウインタートウル・スイス・インシュアランス・カンパニー日本支店	あいおい損害	全部	日本撤退
損保	平成15年11月	三井ライフ損害	三井住友海上火災	全部	再編
損保	平成16年4月	キュー・ビー・イー・インシュアランス（インターナショナル）リミテッド日本支社	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店	全部	日本撤退
損保	平成16年7月	ランバート・メンス・ミューチュアル・カシユアルティ・カンパニー日本支店	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店	全部	日本撤退
損保	平成17年2月	ザ・ロンドン・アッシュアランス日本支店	エイアイユー・インシュアランスカンパニー日本支社	火災保険契約	日本撤退
			アメリカン・ホーム・アッシュアランス・カンパニー日本支店	火災保険以外の保険契約	
損保	平成17年2月	ロイヤル・アント・サンライアランス・インシュアランス・ビー・エルシー	エイアイユー・インシュアランスカンパニー日本支社	全部	日本撤退
損保	平成23年1月	スミセイ損害	三井住友海上火災	全部	再編
損保	平成23年6月	アリアンツ火災海上	アクサ損害	ペット保険契約	事業再編

※会社名は当時。

【諸外国の保険契約移転制度の概要（未定稿）】

	日本	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
移転単位	責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
行政庁の関与	内閣総理大臣の認可	監督官の承認	裁判所の承認 ※ 金融サービス機構は、保険会社が裁判所に申請するまでの間、必要な助言等の関与を行う。	連邦金融監督庁の認可	保険企業委員会の承認
異議申立 手続き	○ 移転対象契約者の1/5超の異議があれば、移転不成立、1/5超の異議がなければ異議を述べた者も同意したものとみなされる。 ○ 移転契約の要旨等が公告される。	○ 契約移転そのものの成立を左右できるような手続きはない。	○ 契約移転そのものの成立を左右できるような手続きはない。 ○ 移転内容等について契約者に通知される。	○ 契約移転そのものの成立を左右できるような手続きはない。	○ 契約移転そのものの成立を左右できるような手続きはない。 ○ 承認申請が官報公示される。
		○ 移転に反対する者の保険契約は移転元に残り、移転先が再保険を引き受ける。	○ 裁判所の承認があれば異議がある者の契約も移転される。 ※ ただし、不利益を被ると主張する者は、移転スキームに対して意見を述べる事が可能。	○ 当局の認可があれば異議がある者の契約も移転される。	○ 当局の承認があれば異議がある者の契約も移転される。 ※ ただし、債権者は、移転スキームに対して意見を述べる事が可能。